

議会 I C Tに関する申し合わせ

1. 定義

この申し合わせは、議会基本条例に基づき、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割強化及び充実を図るに当たり、本市議会における ICT 化を積極的に推進することで、議会改革をさらに推し進め、議会運営の効率化、議論の活性化、ペーパーレス化等の実現に寄与することを目的に、必要な事項を定める。

2. 市役所本館 10～12階議会フロア専用Wi-Fiの使用について

(省略)

3. クラウド型情報共有システムの使用について

(1) クラウド型情報共有システムの使用目的

議員又は議会に関する必要な資料の閲覧及びダウンロード・アップロード

(2) 使用できる者

堺市議会議員、堺市議会事務局職員

(3) 使用者の責務

- ①使用者は、使用する端末について、OSのバージョンアップ、セキュリティ対策ソフトの更新を行う等、情報セキュリティ対策を講じるものとする。
- ②ID及びパスワードを適切に管理し、使用端末を第三者が使用できないようパスワードロック等の対策を講じるものとする。
- ③自己が使用しているID及びパスワードを他人に使用させないこと。
- ④議員又は議会に関しない個人的な資料を保存しないこと。
- ⑤不正に権限のない資料等の閲覧及びデータの改ざん、編集、抹消等を行わないこと。

(4) 事務局への報告

使用者は、次に掲げる場合は、直ちに事務局へ報告しなければならない。

- ①IDまたはパスワードが第三者に漏えいした可能性があるとき。
- ②データの改ざん、抹消、不正使用、ウイルスの侵入等またはそれらの恐れのある事実を発見したとき。

(5) その他

上記に定めるもののほか、クラウド型情報共有システムの使用について問題等が発生した場合やその他必要な事項は、議会運営委員会において定めるものとする。